

つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

e-pile 工法だから出来る... 杭先端の菱形孔が鍵となる 抜群の掘削性能を発揮!

(某)マンション新築工事

工事名	(某)マンション新築工事
施工地	神奈川県横浜市
用途	共同住宅

心より感謝、
 いたします。

杭の種類 φ355.6 mm L=6.0m Dw750 mm 10set
 φ318.5 mm L=6.0m Dw650 mm 15set

△ 本物件は国道沿いに面した共同住宅新築工事に伴う杭基礎工事です。
 課題となった点は、支持地盤の傾斜により基盤層の最浅部は上層より細砂：N値60以上の堅固層が堆積しこの範囲に於ける所定深度までの杭貫入が課題となりました。

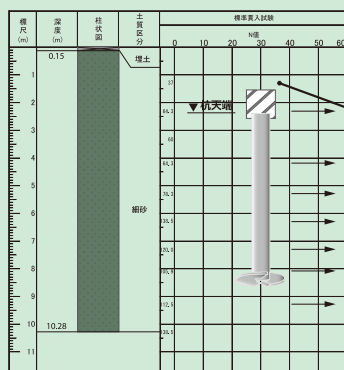
◎ 上記状況から上層面より堅固地盤を打ち抜くにあたり、直に高トルクで回転圧入を行うことで杭への損傷影響を考慮し、まずは杭軸部径以下のスクリーオーガーにて、プレボーリング併用で実施を行いました。結果、先行掘削とe-pile工法の最大の特徴でもある杭先端の菱形孔と切削刃とが抜群の掘削性能を発揮し、スムーズに所定の深度まで貫入させる事ができました。

元請け様には事前に杭打ち機の足場養生他、仮設工事等でご協力いただき安全且つ無事に工事を完了することが出来ました。

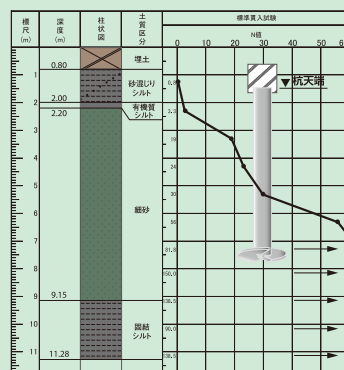
☆ご採用いただき、誠に有り難うございました。



ボーリング柱状図



ボーリング柱状図



環境性、経済性、 革新性で選ばれる「e-pile」。

国土交通省大臣認定工法



鋼管杭基礎総合メーカー

Tobu, 株式会社 東部
 http://www.tobu21.co.jp

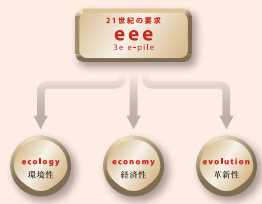


3e

e-pile工法は鋼管杭の特徴である長い支持力性、安全性、高品質、短工期などの優位性の他、3eをテーマとしたecology (環境性)、economy (経済性)、evolution (革新性)を兼ね備えた21世紀型の最良工法です。

エコマーク認定

e-pileはエコマーク認定商品です。「エコマーク認定」は、財団法人日本環境協会が商品の環境性能を評価し、「環境保全」に役立つものとして厳しい審査をクリアしたもののだけが与えられる称号です。



排水量が少ない鋼管杭
 エコマーク認定番号 第08131022号



鋼管杭基礎総合メーカー
 Tobu, 株式会社 東部
 http://www.tobu21.co.jp

■ 本社
 〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-5 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971

■ 地盤評価センター
 〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1285-1 TEL.042-785-2811 FAX.042-785-2810

■ 施工管理センター
 〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5 TEL.042-764-4122 FAX.042-762-8975



日本赤十字社 東日本大震災義援金を受け付けています

受付・送金状況 (速報値)

【受付】274万4,867件 3,124億7,004万4,353円 (3月27日現在)
 【送金】15都道県 3,491億6,063万5,278円

※送金額は、日本赤十字社と中央共同募金の両団体合わせたの金額になります。

義援金は“全額”被災された方々へ

義援金の受付は、平成24年9月30日まで行っております。皆さまからの温かいご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも引き続きのご協力を、よろしくお願いいたします。

なお、日本赤十字社では、義援金の取扱いについての透明性を確保するため、東日本大震災義援金収支計算書(自平成23年3月14日 至平成23年9月30日)について、新日本有限責任監査法人による国際監査基準に基づく監査を受けております。

● 支援期間・支援方法など

取扱期間 平成23年3月14日(月)～平成24年9月30日(日)

※この義援金は寄付金控除の対象となります。

※個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金(ふるさと寄附金)、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※金融機関から送金いただいた義援金につきましては、その振込金額収証(ATM利用の控え、テレホンバンキングによるお取引について銀行から郵送されるお知らせ、インターネットバンキングの確認画面のプリント含)をもって受領証に代えさせていただきます。送金の控えで寄附金控除申請ができますので、大切に保管してください。

● 通常払込み (ゆうちょ銀行・郵便局)

● 銀行振込

● クレジットカード・コンビニエンスストア・Pay-easy によるご協力

● ファミリーマート「Fami ポート募金」

日本赤十字社 HP より

ワンポイント 健康コラム



紫外線は5月～8月がピークです。

ご存知ですか？日本の一年間の紫外線量は5月から8月にかけて最も多く、一日の中では特に正午頃多くなります。

また、紫外線(UV)は人間にとって有害性が強く、皮膚ガンや白内障による失明など、健康に悪影響があると言われています。

大人になったらUVケア！と思っている方が多いようですが、実際は若いうち(子供・赤ちゃんの時)からUVケアを行う事が、大人になってからの美容・健康に大きく関わっています。

紫外線が降り注いでいる日中に外出する際、紫外線対策として活躍してくれるのが、『帽子・サングラス・日傘』など、物理的に紫外線からお肌や眼を守ってくれるアイテムです。帽子はツバの広い麦わら帽子タイプ。サングラスはあまり濃すぎない色でなるべく大きめのレンズを選びましょう。日傘は最近のものは白色でも充分効果があるようです。また食生活でもビタミンB・C・Eが美容と健康に良いので出来るだけ積極的に摂取しましょう。

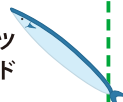
ビタミンB2が含まれる食材

- ・レバー
- ・卵
- ・魚介類(うなぎ・さんま・かれい・ぶり)
- ・大豆(納豆)
- ・乳製品(牛乳・ヨーグルト)
- ・野菜(ほうれん草・モロヘイヤ・アボカド)



ビタミンEが含まれる食材

- ・植物油(大豆油・ひまわり油・オリーブ油・コーン油・サフラワー油)
- ・小麦胚芽
- ・玄米・胚芽米
- ・ごま
- ・ピーナッツ
- ・アーモンド
- ・鶏卵
- ・マーガリン
- ・魚介類(うなぎ・たらこ・さんま・たい)
- ・ほうれん草



ビタミンCが含まれる食材

- ・果物類 (オレンジ・レモン・アセロラ・いちご)
- ・野菜類 (ブロッコリー・カリフラワー・ほうれん草・ピーマン・キャベツ・大根の葉・赤ピーマン・じゃがいも・さつまいも)



とにかく若い頃からのケアが大切！
 私たち大人が子供を守ってあげましょうね！



経理マンが行く



一雨降るごとに暖かさが増す今日この頃ですが、皆様にはお変わりありませんでしょうか？

今年はこの季節に珍しく、暴風雨の多い日が続きました。衣替えも近いですが、雨が降れば肌寒く、天気になれば暑い…着る服にも困りますね。これに加えて黄砂もやってきます。今年の黄砂はかなりの量らしく、既に中国では牛などの家畜に加えて、100人近くが黄砂で亡くなったそうです。花粉が以外と早目に終わったにもかかわらず、またマスクのお世話になりそうです。

さて、今月も経理・総務スケジュールをお届け致します。お役立て下さい。

経理・税務 事務暦

■5月1日

・公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告期限

・2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
 <消費税・地方消費税>の申告期限

・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
 <消費税・地方消費税>の申告期限

・8月決算法人の中間申告
 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>…半期分の申告期限

・消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告
 <消費税・地方消費税>の申告期限

・消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2か月分)
 <消費税・地方消費税>の申告期限

5月1日～5月31日 4月分の社会保険料の納付

5月1日～5月10日 4月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付

5月1日～5月31日 3月決算法人の法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税の確定申告・納付

5月1日～5月中(市町村の条例で定める日)自動車税の納付

※掲載しているスケジュールが急に変更される場合もありますので、必ずお近くの税務署などにご確認ください。